

東日本大震災に伴う個人事業税の減免措置について

宮 城 県

県では、東日本大震災における被災者の復興を支援するため、個人事業税について、次のような減免措置を設けています。

1 震災により事業用資産に損害を受けた場合

- 1 前年の事業所得が1,000万円以下であり、震災により事業用資産にその価額の2分の1以上の損害を受けた場合に、前年の事業所得に応じて下記の割合で減免します（当該損害に保険金、損害賠償金等により補てんされる金額がある場合は、その損害額から当該保険金等の額を控除します）。

前年の事業所得	減免割合
500万円以下	100%
500万円超750万円以下	50%
750万円超1,000万円以下	25%

- 2 損害額が、課税標準額の10分の1よりも大きい場合、下記の計算により、減免します（当該損害に保険金、損害賠償金等により補てんされる金額がある場合は、その損害額から当該保険金等の額を控除します）。

$$\{ \text{損害額（保険金等控除後）} - (\text{課税標準額} \times 1/10) \} \times \text{税率} = \text{減免額}$$

2 震災により住宅または家財にその価額の2分の1以上の損害を受けた場合

前年の合計所得金額が500万円以下であり、震災により自己（生計を一にする控除対象配偶者及び扶養親族を含む）の所有する住宅または家財にその価額の2分の1以上の損害を受けた場合は、課税額全額を免除します（当該損害に保険金、損害賠償金等により補てんされる金額がある場合は、その損害額から当該保険金等の額を控除します）。

詳細については、「東日本大震災に係る個人事業税の減免制度に関するQ&A」をご覧ください。

減免フローチャート

(①②のいずれかに該当すれば減免の対象です。)

